イオンクロマトグラフ装置保守点検業務

一般競争入札
入　札　説　明　書

令和８年３月
福島県環境創造センター

この入札説明書は、イオンクロマトグラフ装置保守点検業務の委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

１　発注者（契約権者）

福島県環境創造センター所長　郡司　博道

２　入札に付する事項

（１）件名及び数量

イオンクロマトグラフ装置保守点検業務　１式

（２）仕様等

別紙仕様書のとおり

（３）履行期間

令和８年４月１日から令和９年３月15日まで

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

施行令第167条の４第１項に定めるもののほか、施行令第167条の４第２項、同条の５第１項及び同条の５の２の規定により下記の条件を併せて付することとする。

（１）施行令第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

（４）本県内に本社、支社又は営業所を有していること。

（５）過去５年の間、国又は地方公共団体においてこの公告に示した業務若しくはこれと類似する業務を受託した実績があること。

４　入札に参加する者に必要な資格の確認

（１）入札に参加を希望する者は、３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を、令和８年３月３日（火）から令和８年３月17日（火）まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分までに、５（１）に掲げる場所に郵送又は持参により提　　出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、令和８年３月17日（火）午後５時15分まで必着とする。

なお、期日までに申請を行わなかったときは、入札に参加する者に必要な資格が与えられないので注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア　一般競争入札参加資格等確認申請書（様式１）

イ　会社概要（任意様式による）

前記３（４）の内容も含むこと。

ウ　業務経歴書（様式１－１）

前記３（５）に示す業務名を具体的に記載するとともに、それを証明する契約書及び仕様書の写し等も添付すること。

注）返信用封筒として、お届け先欄に申請者の住所及び商号又は名称を記載したレターパックプラスを提出すること。（郵送による提出の場合は同封すること。）

（２）資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

（３）入札参加資格審査結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式２）により、令和８年３月 18 日（水）以降、入札者に対して通知する。

５　入札書の提出場所等

（１）入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号　〒963－7700

住　所　福島県田村郡三春町深作 10 番２号

担 当 課　福島県環境創造センター調査・分析部環境調査課

電　話　0247-61-6146　ＦＡＸ　0247-61-6119

電子メールアドレス　kansou-bunseki@pref.fukushima.lg.jp

（２）入札説明書及び入札関連資料の配付期間

令和８年３月３日（火）から令和８年３月 25 日（水）まで（土曜・日曜を除く。）の午前８時 30 分から午後５時 15 分までとする。

郵送による配付を希望する場合は、日本産業規格Ａ列４番の大きさの用紙 50 枚が入る程度の大きさで、所定の料金の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、５（１）に掲げる場所まで請求すること。

なお、福島県環境創造センターのホームページからダウンロードして入手することができる。

（３）入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

ア　持参する場合

提出期限　令和８年３月 25 日（水）午後１時 30 分

提出場所　福島県環境創造センター　連携研究室１

イ　郵送する場合

提出期限　令和８年３月 24 日（火）必着

提出場所　福島県環境創造センター調査・分析部環境調査課

（４）開札の日時及び場所

日　時　令和８年３月 25 日（水）　午後１時 30 分

場　所　福島県環境創造センター　連携研究室１

６　入札書の提出方法

（１）入札書は、指定の入札書（様式３）に必要事項を記載し、５（３）で指定する日時及び場所に提出すること。

（２）入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア　一般競争入札参加資格確認通知書（様式２）の写し

イ　委任状（様式４）　　注）代理人が出席し入札する場合

ウ　県が発行した入札保証金に関する納入通知書により納付した領収書
　　注）入札保証金を納付する場合

（３）入札書を郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に密閉のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように郵送すること。

ア　氏名（法人にあっては、商号又は名称）

イ　［３月２５日開札「件名：イオンクロマトグラフ装置保守点検業務」の入札書在中］
　なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

（４）入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア　落札決定に当たっては､入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。代表者の押印を省略する場合は、本件責任者の部署名、職・氏名、連絡先（電話番号）及び連絡担当者の部署名、氏名、連絡先（電話番号）を記載すること。

ウ　代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。代表者の押印を省略する場合は、本件責任者の部署名、職・氏名、連絡先（電話番号）及び連絡担当者の部署名、氏名、連絡先（電話番号）を記載すること。

（５）入札者又はその代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

７　入札保証金

（１）入札に参加を希望する者は、５（４）に掲げる日時までに入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

（２）入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第１項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

（３）入札者で入札保証金を納付した者は、県が発行した入札保証金に関する納入通知書により納付した領収書を５（３）に掲げる日時及び場所に提出すること。

（４）財務規則第 249 条第１項各号（別記）いずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、４（１）に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書（様式５）、業務実績証明書（様式５－１）、業務実績証明願（様式５－２）により５（１）に掲げる場所まで申請するものとする。

ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、５（４）に掲げる日時までに５（１）に掲げる場所まで申請するものとする。

８　入札方法及び開札等

（１）入札及び開札は５（４）で指定する日時及び場所で行う。

（２）入札に先立ち、入札者は６（２）で指定する書類の確認を受けるものとする。

（３）開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、本入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

（４）開札の結果、予定価格に達した入札者がないときは、再度入札に付することができるものとする。

なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

（５）初回入札が無効（ただし、１２（６）～（８）に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

（６）別途、再度入札については通知する。

（７）入札者は開札時に立ち会う場合、６（２）に掲げる書類を持参する。

９　入札者に要求される事項

４（１）に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格確認通知書（様式２）により入札参加資格があると認めた者とする。また、入札者は、開札の前日までの間において提出した書類に関し、福島県環境創造センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10　入札心得

（１）入札者は、入札説明書、仕様書、入札公告等を熟知のうえ入札しなければならない。

（２）入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式４）を持参させ、確認を受けなければならない。

（３）郵送により入札書を提出する入札者は、指定の方法により、指定の日時及び場所へ確実に到着するように提出しなければならない。

（４）入札者又は代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

（５）入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

ア　契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（６）開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

（７）開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

（８）入札者又はその代理人は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11　入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

（１）必要な資格のない者のした入札

（２）この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

（３）所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

（４）委任状を持参しない代理人のした入札

（５）同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札

（６）記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）

（７）金額を訂正した入札

（８）誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（９）同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

（10）明らかに連合（談合）によると認められる入札

（11）その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13　落札者の決定方法

（１）財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な

入札をした者を落札者とする。

（２）落札となるべき同価の入札書を提出した者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（３）入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により随意契約をすることができる。

14　契約保証金に関する事項

（１）落札者は、契約金額の 100 分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

（２）契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払い保証をしたものに限る。）で納めるものとする又は、財務規則第 228 条第２項各号に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

（３）財務規則第 229 条第１項各号（別記）いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（４）契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。

15　契約書の作成

（１）契約書を作成する場合においては、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して原則 10 日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

（２）契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第５項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

（３）落札者が 15（１）に規定する期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

（４）落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16　電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。(電子契約サービスのページ／
https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html)

17　契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

18　その他

（１）入札に参加を希望する者は、仕様書等について疑義がある場合において、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式６）により、説明を求めることができる。

質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式７）により回答するほか、福島県環境創造センターホームページに掲載する。

受付期間　　令和８年３月３日（火）から令和８年３月 12 日（木）まで

受付方法　　郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参

受付場所　　５（１）に掲げる場所

回答予定日　令和８年３月 13 日（金）予定

（２）本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。

ア　本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡

イ　第三者への配付を目的とした本説明書の複写

ウ　第三者への本説明書複写物の配布

19　当該契約に関する事務を担当する課

５（１）に同じ。

（別記）

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）抜粋

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

(2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第２項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。

(4) 過去２年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(6) １件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7) １件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(8) １件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の５）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に100分の５を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の５を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(12) １件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第１号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

(13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。

(14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

(16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

２ 前項第５号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第５号中「100万円未満」とあるのは、「300万円未満」と読み替えるものとする。

（契約保証金の納付等）
第 231 条 契約権者は、第 229 条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。
２ 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。
（契約保証金の還付）
第 233 条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認 又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。
２ 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第６章又は第９章の規定の例による。

（入札保証金の減免）
第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
(2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去２年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
(3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(4) その他別に定めるとき。
２ （略）

（入札保証金の納付等）
第 251 条 契約権者は、第 249 条第１項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。
２ 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
３ 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

（入札保証金の還付）
第 253 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。
２ 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権管理権者となるほか、第６章又は第９章の規定の例による者となるほか、第６章又は第９章の規定の例による。